

特殊車両取り締まり

～ 道路の安全を守るために ～

寒河江国道 維持出張所通信

6/21（水）西川町水沢の国道112号 水沢チェーン着脱所で、寒河江警察署の協力のもと特殊車両の取り締まりを行いました。

私たちが日常的に利用している道路は、一定の寸法・重量の車両が通行することを想定して作られているため、この基準を超過する車両は道路法で原則通行が禁止されています。通行するには「**特殊車両通行許可**」が必要です。寒河江国道維持出張所では、**道路構造保全**と**交通の危険防止**のため、定期的に指導・取り締まりを実施しています。

特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さ・および総重量のいずれかの**一般的制限値**(※1)を超えたり、橋・高架の道路・トンネルなどで定められている総重量・高さのいずれかの制限値を超える車両を「**特殊な車両**」といい、道路を通行するには「**特殊車両通行許可**」が必要になります。

一般的制限値 (最高限度) (※1)

一般的制限値をひとつでも超えると「特殊車両」となり、運行許可が必要になります。



特殊車両取り締まり



① マットスケール（はかり）に車体を乗せて総重量を測定



② 車体の高さ・長さ・幅を測定



③ 通行許可証の有無と内容を確認
車両・通行経路に相違がないか細かくチェック

結果

行政指導2件（無許可：1件、許可証不携帯：1件）

重量超過が引き起こす問題

道路や橋の傷みの進行を早める >> 舗装のひび割れやわだち坂道でのスピード低下 >> 円滑な通行の妨げ

<<< 道路はみんなの財産です >>>

近年は車も貨物も大型になり、重量も重いため道路の損傷が増えています。無許可や通行条件違反による重量超過の車両が道路や橋・交通に与える影響は多大です。

ルールを守り、道路にやさしい運行をお願いします

事業主の皆さんへ

許可なく特殊車両で通行した場合は、罰金などの罰則が定められており、運転者だけでなく事業主体である法人または事業主にも同じように科せられます。

通行許可証の申請・携帯を遵守しましょう！



国道112号、月山道路に関するご意見・ご質問など、お気軽にご連絡ください！

～明日をひらく 人とともに 地域とともに～



国土交通省 山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所
(住所) 〒991-0003 寒河江市大字西根字下川原58-1
(TEL) 0237-84-3191 (FAX) 0237-84-3687

【寒河江国道維持出張所ホームページ】

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchosagaeiji/>

国土交通省 山形県内情報サイト
(幹線国道ライブカメラなど)

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/yamagata/>



道路の異状を発見したら

#から始まるこの番号へ

道路緊急ダイヤル #9910
全国共通24時間受付無料